

個人番号の利活用のための措置について

1 検討・確認事項

(1) 個人番号の利用範囲

番号法の主な目的である個人番号の持つ高度な個人識別機能を利用した行政運営の効率化及び国民の負担軽減並びに公正な給付と負担の確保を図るため、個人番号の利用範囲は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも念頭に置きつつ、まずは社会保障、税、災害対策に関する行政事務分野に法定している<第9条1項・別表第一>。

【参考①】：番号法第9条1項で規定された個人番号の利用範囲】

社 会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用、ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他 分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載、当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務、被災者台帳の作成に関する事務等に利用

【参考②】：番号法第9条1項】

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

【参考③】：地方公共団体における個人番号の利活用の場面】

①個人番号利用事務実施者

社会保障・税・災害対策分野における行政事務の実施に係る個人番号を利用した個人情報の管理、検索等

②情報照会者・情報提供者

情報提供ネットワークシステムを利用した行政事務の実施に係る個人情報の授受

③個人番号関係事務実施者

職員に対する給与支払者として、税や社会保険料等を徴収・納付、並びに支払調書や源泉徴収票等に個人番号を記載して税務当局に提出する等(民間事業者も対象)

④個人番号の指定・通知者

個人番号を指定し住民に通知、個人番号カードを交付

(2) 地方公共団体における個人番号の独自利用

番号法では、地方公共団体の責務として、個人番号及び法人番号の利用に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することが規定されている<第5条>。

上記に伴う事務は、番号法であらかじめ規定することは困難であるため、同法第9条1項の事務に該当しない場合であっても、地方公共団体における独自(単独)業務のうち、社会保障、税、災害対策その他これに類する事務で、当該地方公共団体の条例に定め、必要な限度で、個人番号の独自利用(例：福祉医療助成、災害時要援護者名簿等)が可能である<第9条2項>。

【参考④】：番号法第5条・第9条2項】

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(利用範囲)

第九条 (略)

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(3) 地方公共団体内における庁内連携

地方公共団体の同一機関内における特定個人情報の連携(やりとり)は、番号法上、「提供」には該当しないため、同法第19条が規定する特定個人情報の提供の規制は及ばない。

ただし、上記(2)のように地方公共団体における独自事務を実施するのではなく、番号法(別表第一)に規定された事務を行う場合であっても、同法では別の機関間での情報連携を想定(※)しているため、同一機関内の複数事務で同一の特定個人情報を利用する場合には、これらの事務を利用目的とする旨を番号法第9条2項に基づき、条例に定める必要がある。

※行政機関(国)では、同一の実施機関で複数事務を実施する地方公共団体とは異なり、基本的に1機関1事務のため、別表第一の個々の項目を跨ぐ特定個人情報の連携は、利用ではなく提供にあたるため

(4) 同一地方公共団体内の他の機関への提供

同一の地方公共団体内の他の機関への特定個人情報へ移転すること(例：A市市長部局からA市教育委員会へ)は「提供」にあたることから、番号法第19条

9号に基づき、その旨を条例で定めることにより認められる。

(5) 地方公共団体の他の組織への提供

他の地方公共団体や行政機関への特定個人情報の提供は、番号法第19条各号のいずれかに該当しなければ認められない。

また、番号法第9条2項に基づき条例で定めた地方公共団体における個人番号の独自利用事務に関し、他の地方公共団体・国の機関等と、所得や住民記録等を、個人番号を介して情報連携を行おうとする場合は、同法第19条14号により国の特定個人情報保護委員会規則に定められれば可能となる。

【参考⑤】：番号法第19条（抜すい）】

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(6) 個人番号カードの独自利用

平成28年1月から、従来の住民基本台帳カードに代わり、個人番号カードが申請により交付される予定である。

番号法第18条において、個人番号カードの利用については、条例で定めるところにより、同カードのICチップ内の空き領域を活用して、住民サービスのための独自利用を行うことができる。

【参考⑥】：番号法第18条】

（個人番号カードの利用）

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

(7) 本市の対応方針

本市においては、市民サービスの向上と行政運営の効率化の観点から番号制度の円滑な導入に向け、現在、庁内の各局室を対象に個人番号の独自利用事務に係る調査及び調整を行っているところである。

今後、番号法の規定により個人番号の利用が可能な事務については、個別事務に係る条例の改正や特定個人情報の利用等に関する新たな条例（番号条例）の

制定等必要な例規の整備を行っていくとともに、独自に個人番号を利用するか否かについては、特定個人情報保護委員会規則の制定状況や他都市の検討状況等を勘案しながら、上記番号法の制定趣旨に則り、各事務の所管課と対応を検討していく。